

平成19年11月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

秋田県 行財政改革推進プログラムの意見募集

現在、秋田県では、平成20～22年度に取り組む「第4期行財政改革推進プログラム」の策定を進めていますが、このたびその素案をとりまとめ、県民の意見等を募集しました。

取り組むこととしている内容は、①財政運営システム改革が「全事業のゼロベースからの見直し」等6項目、②行政運営システム改革が「職員数の更なる縮減」等3項目、③公共サービス改革が「市町村に対する更なる権限移譲の推進」等3項目です。

<http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1180420124360&SiteID=00000000000000>

千葉県 直売所フェアの開催

千葉県では、11月を「千産千消・千産全消推進月間」と定め、県産農林水産物のPRと販売の促進の一環として、「ちばの直売所フェア」を開催することとしています。期間は平成19年11月15日（木）から12月15日（土）まで、県内218直売所のうち53直売所が参加し、米、野菜、切花等、250点を直売ないしプレゼントすることとしています。

<http://www.pref.chiba.jp/nourinsui/03anzen/greenblue/chokubai-fair-naiyou.pdf>

東京都 第1回東京都食育フェアの開催

東京都では、食育関係団体、区市町村などと連携・協力し、都民と食育活動団体との交流や連携を促進し、東京の食育活動の充実を図るため、第1回東京都食育フェアを開催します。

日時は、平成19年11月17日（土）午前10時から

18日（日）午後3時まで、会場は、東京農業大学「食と農」の博物館及びけやき広場、内容は、①食育に関する展示、②食育活動紹介、等です。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/EVENT/2007/10/21haq100.htm>

島根県 財政健全化基本方針の決定

島根県では、非常に厳しい状況にある県の財政の健全化を図るため、9月に「財政健全化基本方針（案）」を発表し、パブリックコメントを経て、このたび、「財政健全化基本方針」を決定しました。

この方針では、平成20～23年度を集中改革期間とし、平成20年度予算については、（1）総人件費の抑制などの行政の効率化・スリム化、（2）あらゆる分野についての徹底した事務事業の見直し、（3）財源の確保を強力に推進する、としています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/torikumi/kenzenka19/>

愛媛県 協働化テスト提案の先行実施

愛媛県では、平成18年3月に策定した「愛媛県構造改革プラン」（推進期間：平成18～21年度）に基づき、「愛媛県版協働化テスト」を実施することとし、19年度の提案募集をしていましたが、このたび締め切りました。33件の提案が寄せられ、うち「県立病院の未収金回収業務」については、先行実施案件として、寄せられた提案をもとに事業化することとなり、事業者の選定に向けて公募型プロポーザルを実施することとしています。

<http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/kyoudouka/index.htm>

政策評価ワークショップ概要（上）

本年9、10月近畿及び関東において、県の農政担当者を集め、1 各都府県の政策評価の特徴、2 農業分野の政策評価の活用状況、3 評価指標の作成手法及び評価における位置づけ、4 政策評価の今後の展望をテーマに意見交換を行った。その概要を2回に分けて紹介する。

今回は、上記1及び2について紹介する。

1. 各都府県における政策評価の特徴

- ◎ 政策評価を内部管理のツール、内向きのものとして位置づけている。
- ◎ システムとしてではないが、予算の議論のツールに使っている。ただし、末端の職員にまでその考えが行き渡って、それを指向しているわけではない。
- ◎ 評価と予算をリンクさせることについては、評価部局と財政部局との調整が未だついていない。財政部局としては、どの事業に予算を重点配分するかについては、政策評価のファクターだけではできない。
- ◎ 来年度から部局枠予算になる予定であり、部局の中でどのように融通を利かせるかを考える余裕はできた。今年は、政策評価と予算をリンクさせていこうという意思表示をしたところである。
- ◎ 部ごとの枠予算になっており、農林部局として重点的に取り組んでいきたい施策については、知事の前で議論し、認められれば、その枠外として、シーリングの対象外になる。枠予算を削る手段として縮小、廃止の評価となった事業の予算を削り、それで浮いた予算を枠外の予算として活用しようというものである。
- ◎ 各年度の中間時点及び期末に各事業等の進捗状況を点検して、自己評価を行って、次年度の施策推進や事業の組み直し等に反映させている。中間時点の評価によっては、情勢に変化があったら、その年度の施策に反映させる。また、自己評価として、部内に評価の専門職を部内に設けており、評価の見方等についてコメントをつけている。
- ◎ 予算との連携をどう図るかというのが課題になっており、まして、枠組み配分予算等と評価との連携はまだできていないのが現実である。
- ◎ 施策ごとに数値目標が必ず書いてあり、それが達成できているかいないかというところがまず評価される。

できていないというときに、なぜできなかったということを分析して、その分析結果に基づいて翌年度の予算について、何か工夫できるこ

とを考えて、翌年度の数値目標になるように力を入れていく。

- ◎ 19年度に政策評価の見直しをしたので、予算と政策評価というものが一つになったのは本当に今年からである。要するに、評価がよかったものに関して、来年度、通常枠とは別に、特別に予算の枠を設けたというのが今年からである。
- ◎ 知事が現地現場主義ということで直接、県民の皆さまからお話を伺ったり、部長クラスが現場訪問して、評価のシステムの中で、数字という形で評価とは別に、実際の生の声が施策の中に展開されていくということが期待されている。

2. 農業分野の政策評価の活用状況

- ◎ 予算編成のための参考資料や県の中期計画の進行管理に活用している。また、評価結果を公表することにより県民に施策、事業の成果を説明している。
- ◎ 毎年度、農林部を含めた各部局における重点施策について、運営目標として具体的な取組や到達点などを掲げ、その運営目標については、年度の中間や期末に進捗状況を点検し、次年度の施策の推進や事業の組みなおし等に反映させている。
- ◎ 毎年農林部局において、目標に対する取組の状況を県民に広く公表しており、その作業と翌年度の予算を検討する作業とがリンクしているので、結果として、翌年度の施策にそれが反映されている。
- ◎ 前年度の実績を評価するため、評価結果を次年度の予算等に活用することは難しい。
- ◎ 今年度実施した評価の結果を、20年度の予算編成、組織編制及び人員配置に反映する予定である。
- ◎ 評価の結果、予算が増えた施策もある。しかし、かけた労力ともらった金額で費用対効果はどうだろうか。
- ◎ 当県では、事業ではなく、もう少し上の単位施策というのがあって、事業評価はやっていない。部内的にも単位施策は本庁では22本あり、事業は、単位施策の中にぶら下がってくる場合もあるし、問題があるものは単位施策の中で特別記載することはある。

事務所ごとに3～5本のプロジェクトがあり、これに対する評価が多くて50本の評価書を書いてもらっている。

進行管理をもっと厳密にということで、半年に1回ぐらい調書に基づいてヒアリングなどを実施して進行管理をきっちりやっていたが、5年経って、県全体の施策を把握できないではないかという話になり、課題になっている。（永山）

ドイツの政策評価

ドイツの「政策評価」について、本年9月に連邦・内務省及び連邦・食料農業消費者保護省を訪問し、調査したので、報告する。

1. ドイツの評価体系

(1) 行政活動を、日本の都道府県でよく見られるように政策、施策、事業に分類した場合

- ① 政策（ポリシー）は、議会レベルで議論されて決められるが、このレベルでは評価は行われていない。
- ② 施策（プログラム）は、各省庁で準備され、評価が行われる。
- ③ 事業（プロジェクト）は、ドイツは連邦制をとっているため、州又はその下の自治体の所管となる。各州政府等が評価を行うほか、連邦政府側では、主として連邦会計検査院が、経済性、効率性に重点をおいて評価を行っている。

(2) 連邦政府の「共通執務規則（GGO）」には

- ① 何故その事業を行うのか、何故その法律を作るのかという根拠を書かなくてはならない
 - ② 新しい事業を行おうとするとき、ないし新しい法律を策定しようとするとき、一定期間経過後には再度検証しなくてはならない
- 旨がうたわれているが、そのやり方については、各省ごとにまかされている。

(3) すなわち、連邦政府においては、施策（プログラム）レベルで、事前評価と一定年数経過後の事後評価は実施されているが、事業の実施中に評価を行う、いわゆる実績評価は行われていない。

(4) 事前評価には、各省が事務的に行うもの、規制を伴うものであれば規制影響評価、それから KLR（費用と業績の計算）がある。

(5) なお、各種評価と予算編成とは関係がない、とのことであった。

2. 規制影響評価

(1) 規制影響評価（Gesetzesfolgenabschätzung；GFA）は、次の3段階で実施されている。

- ① 施行前 GFA…施行予定及び施行中の法規制について、その影響を調査し比較評価を行うもの
- ② 補完的 GFA…準備中の規制措置に関し、施行前

GFAに附加して、シミュレーションを行うもの。必ずしも、全ての規制措置について行われるものではない。

③ 施行後 GFA…施行後一定期間を経た法規制について、その有効性、即ち継続又は期間限定継続の是非を評価するもの。

(2) GFAの結果、その規制の施行に否定的な結果が出たときには、基本的には、その規制は実施されない。

これに関連して、昨年から連邦政府では、官僚主義的なコストの削減を目指しており、官僚主義的なコストが付随的に発生するかどうかということも、判断材料の一つになっている。

(注)「官僚主義的なコスト」とは、規制措置に伴う経費、例えば申請料などの事務的な経費や設置義務などに伴うかかり増し経費、など。

3. プログラム評価

(1) プログラムがスタートする前に、事務局による事前の評価が行われる。原則として内部評価で行われ、その結果は、要求がなければ、公表されない。そのプログラムの実施が決定されれば、当該プログラム自体が事前評価報告書にもなっている、と考えられているからである。

なお内部的には、申請に至るまでのプロセスは透明化されており、そのプログラムの評価がどのようなもので、どのように行われるか、はっきりしている。しかし、外部的には公表されない。

(2) 最近強調されているのは、実施後一定期間経過したプログラムの評価（Ex-Post Evaluation）である。その結果は、実施中又は併行して行われているプログラムの改善や、新しいプログラムの策定に活用されるが、新プログラムに活用する場合、予算編成時期、あるいは議会の開催時期などとの関連で、時間的なギャップが生ずることは避けられず、問題点として認識されている。

なお、当該プログラムの予算の5～7%までが評価をするための予算として計上されている。

4. その他

個別の事業（プロジェクト）の評価も、基本的には、プログラム評価とやり方は同じである。

システマ的には、施行前の評価は行われていないが、プロジェクトの場合には、事業申請の時点で目標とそれに対してどのような措置を講ずるかが決められており、その申請を許可するかどうかの審議にあたっていろいろ検討されるので、それが事前評価の役割を果たしている。

（伊藤）

出張報告

北陸地域中山間地域農業政策ワークショップ

本年10月16日、北陸地域の9つの市や町の中山間地域農業政策の担当者にお集まりいただき、中山間地域の現状、今後の展開方向などについて、ワークショップを行ったので、その概要を紹介する。

1. 中山間地域において今欠けていることは何か。

(1) 集落の現状について

- ① 65歳以上の住民が100%という高齢化集落もあって、多くの集落で、農家からの意欲が感じられず、地域のリーダーになる核もなく、地域活力が停滞し、担い手の育成が大幅に遅れている。
- ② 来年も営農できるのかさえ自信が持てず、まして5年続けて農業を行う自信はもてない農家が増え、協定を持てない集落が出てきている。
- ③ がんばっている集落とがんばっていない集落との間の格差が広がっている。がんばっていない集落は、消えてしまう可能性が高い。

(2) 流通機構について

- ① 農協による流通では、作った農作物に農家が自分で値付けすることができない。このため、農家が農業経営という概念を持たなくなっている。

(3) 法人化について

- ① 集落営農組織を推進しているが、意思決定の仕組みがあやふやで、経営体として踏み出すのは難しいものが多い。
- ② 農家は、法人の経営を知らない。それを法人化するのは危険である。
- ③ 事務的能力がない。会計上、領収書があるのでやめた、というケースは珍しくない。

(4) その他

- ① 100%補助事業でないと、もう応募できだけの財源の余力がない。

2. 今後の展望

(1) 支援のありかた

- ① 手を上げて立ち上がってくるところを支援す

るべきで、死にかけているところにカンフル注射を打つようなことではいけない。行政側で全部お膳立てしたところは、みなつぶれている。自助努力と自活を意識的に図らない地域は消えていく。

- ② 中山間地域に足りないものは人と金と情報で、地域が立ち上がるのなら、行政がこれらをどうもってきて、どう伝えていくか、が大事である。
- ③ 農業経営に関して、経営分析、労務管理システムの構築などが必要な場合、地域のことをよく知っている中小企業診断士や社会保険労務士などの地元コンサルタントを活用するべきである。

(2) 流通機構について

- ① 生産物は、農協に売ってもらうのではなく、再生産が可能な額で自分で売りぬくことが必要である。そのためには、付加価値をつける（例；エコ・ファーム）努力が欠かせない。
- ② 地域内消費を図るべきである。顔の見える人たちに売れて初めてさらなる展開に結びつく。地域同士の競争も大事である。

(3) 地域の維持

- ① 中山間地域の農家と農地をセットにして貸し出し、団塊の世代の人に入ってもらっている。自分の居場所を求めている人は多く、農を体験しながら副産物、交通費が出ればいいという人を探す。移り住まなくとも、通勤でもよい。
- ② 農地の貸し借りは、全国展開もできる。

(4) ブランド化

- ① ブランド化を図るためには、長期間にわたる販売努力と品質保持努力が重要である。手を抜いたらすぐダメになる。

(5) グリーンツーリズム

- ① グリーンツーリズムは、何のためにやるのか、的を絞らなければダメである。お金を落として行く仕組みを農家の人たちが自分たちで考えよ。
- ② 3～5年やってみてダメなら見切りをつけよ。
- ③ 東京の中学校6クラス230人を、毎年、田植えの時期に、JAとタイアップし、3泊4日で75軒の農家が受け入れている。体験が主目的なので、民宿関係法規に抵触しないし、好評である。

(伊藤)

編集後記

カナダへ調査に行ってきました。

オタワには、5大湖からの穀物等の水運用として、200年ほど前に掘削して引いてきた運河があります。建設後の鉄道や自動車交通の発達等のため、長い間、運河は無用の長物となっていました。近年、観光資源として開発・活用され、また、冬には世界最大の天然スケートリンクになるなどオタワ市民の憩いの場ともなっているそうです。

このように、一見無駄と思われるものも、それを簡単に捨てたりしないで、将来の発展に繋げることを考えるべきではないでしょうか。(永山)

AFFPRI report

平成19年11月15日 No.85

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 9階

TEL 03・3568・2107

FAX 03・3568・2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>